

「ながら防犯」及び「みんなで防犯応援隊」ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ながら防犯」及び「みんなで防犯応援隊」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークのデザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(ロゴマークの使用目的)

第3条 ロゴマークは、安全で安心なまちづくりのために「ながら防犯」や「みんなで防犯応援隊」の取組みを象徴的に分かりやすくPRすることを目的とする。

(使用する団体等)

第4条 ロゴマークは、福岡県のほか、次の各号に掲げるもの以外は使用することができない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、地域防犯活動団体その他公益を目的とする組織体
- (2) みんなで防犯応援隊
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関（報道目的で使用する場合に限る）
- (4) 福岡県人づくり・県民生活部から共催又は後援の承諾を受けた各種行事の主催者
- (5) その他知事が認めた者

(ロゴマークの使用方法)

第5条 前条各号に掲げる者は、ロゴマークを無償で使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。

- (1) 募金活動と結びつけて使用すること
- (2) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- (4) その他知事が不相当と認めた方法で使用すること

2 ロゴマークの色は原則として別図のとおりとする。ただし、印刷物等の仕様によりそれにより難しい場合は、別途福岡県と協議を行うものとする。

3 図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小は除く。）して、使用してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別途福岡県と協議を行うものとする。

(使用状況の確認)

第6条 知事は、使用者に対し、必要に応じてロゴマークの使用状況を確認するために必要な資料を提出させ、又は報告を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、ロゴマークを使用するときは、ロゴマークについて新たに知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の知的財産権をいう。）を設定してはならない。

(使用者の物品等に対する責任)

第8条 福岡県は、ロゴマークを使用した物品等の安全性及び品質等について何ら保証又は推奨を行うものではなく、その責任はすべて使用者が負うものとする。

(賠償責任等)

第9条 福岡県は、ロゴマークの使用に伴い使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、福岡県は一切の責任を負わないものとする。また、使用によって第三者に損害が発生した場合も福岡県は何ら責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により福岡県に損害を与えたときは、これによって生じた損害を福岡県に賠償しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 知事は、使用者がこの要領の規定に違反したときは、ロゴマークの使用について必要な助言若しくは指導をし、その使用の差し止めを命じ、又は法的措置をとることができる。

2 前項の規定による使用の差し止め又は法的措置により使用者に損害が生じても、福岡県はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 ロゴマークの運用に関する事務は、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(別図)

【ながら防犯ロゴマーク】

〈カラー〉



ながら防犯
活動推進

〈白黒〉



ながら防犯
活動推進

【みんなで防犯応援隊ロゴマーク】

〈カラー〉



〈白黒〉

